

処分基準（公表用）

様式第4号
所管課 水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	年次漁獲割当量の控除			根拠条項	第28条		
処分基準	<p>知事は、漁獲割当割合設定者である年次漁獲割当量設定者が法第二十五条第二項の規定に違反してその設定を受けた年次漁獲割当量を超えて特定水産資源を採捕したときは、その超えて採捕した部分の数量に、管理区分ごとに佐賀県資源管理方針に定める係数を乗じて算出した数量を、次の管理年度以降において当該漁獲割当割合設定者に設定する年次漁獲割当量から控除することができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課	目次